

## 植生学会の主催・共催・後援事業に関する申し合わせ

2019年10月10日 制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第3条2号及び同4号に基づき、植生学会の主催・共催・後援・協賛事業に関し必要な事項を定める。

### (事業の別)

第2条 主催・共催・後援・協賛事業は以下の通り区別する。

主催事業 本会が実施計画を策定し、開催する事業

共催事業 本会と他の団体が共同で実施計画を策定し、開催する事業

後援事業 他の団体が実施計画を策定し開催する事業のうち、本会会則第2条で定める目的の達成に寄与するもので、本会が無償で協力するもの

協賛事業 他の団体が実施計画を策定し開催する事業のうち、本会会則第2条で定める目的の達成に寄与するもので、本会が出資して協力するもの

### (事業の承認について)

第3条 主催・共催・協賛事業の実施計画は、運営委員会の議を経て決定する。

2 後援事業は、その内容が本会の目的達成に寄与するかを本会会長が精査し、その結果を運営委員会に報告する。

### (雑則)

第4条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

附則 2019年10月10日制定

1. この規定は2019年10月11日から施行する。